

(宛先) 高崎市長

「書き方の見本」

住所 **高崎市高松町35番地1**
 氏名 **高崎 花子**

固定資産税納税義務代表者申告書 (相続人代表者届出書)

「被相続人」欄には、亡くなられた方の情報 (住所は、住民票上の住所) を記入してください。

固定資産税及び都市計画税の納税義務代表者を下記の設定 (賦課徴収及び還付に関する書類を受領すること。)

被相続人	死亡時の住所	高崎市高松町35番地1			
	氏名	高崎 太郎	死亡年月日令和●●年 ●●月 ●●日		
代表者	住所	高崎市高松町35番地1 電話番号●●●-●●●-●●●●			
	ふりがな氏名	たかさき はなこ 高崎 花子	続柄 妻	相続分	分の
2	住所	高崎市高松町35番地2 電話番号			
	ふりがな氏名	たかさき いちろう 高崎 一郎	続柄 長男	相続分	分の
3	住所	電話番号			
	ふりがな氏名		続柄	相続分	分の
5	住所	電話番号			
	ふりがな氏名		続柄	相続分	分の
備考	申告者は、以下の該当する項目に○をつけてください。				
	1	相続登記について	登記完了 () 年 月 日	・	未了
	2	遺産分割協議	協議書作成済 (遺産分割協議書の写しを添付してください。)	・	未済
	3	相続放棄者	あり (相続放棄申述受理通知書の写しを添付してください。)	・	なし
4	遺言相続	あり (遺言の写しを添付してください。)	・	なし	
「備考」欄の1から4までについては、提出時点で該当する状況に丸を付けてください。不明の場合は、それぞれ「未了」「未済」「なし」「なし」にしてください。また、遺産分割協議書の写しなど、添付書類は必ず添えてください。					

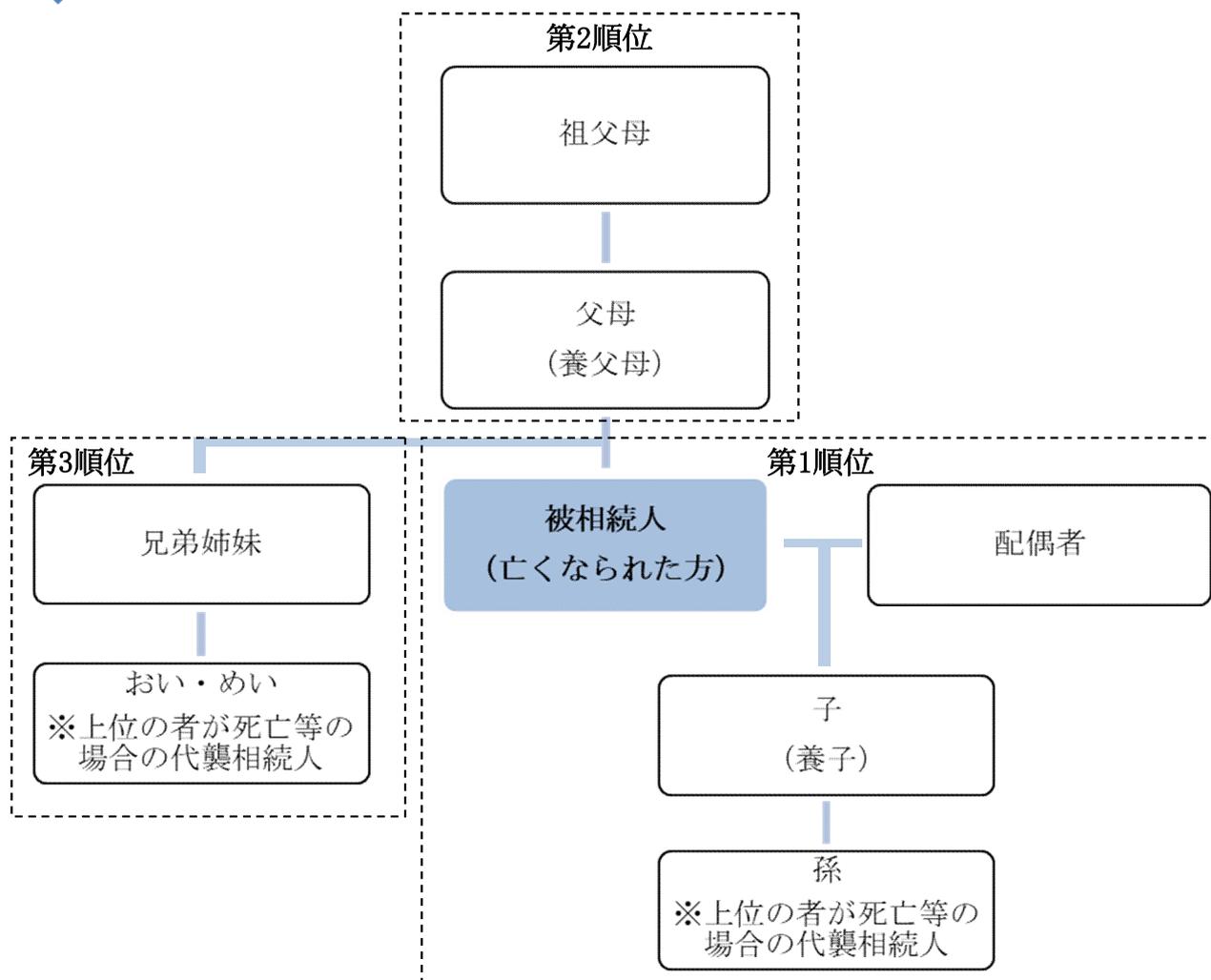
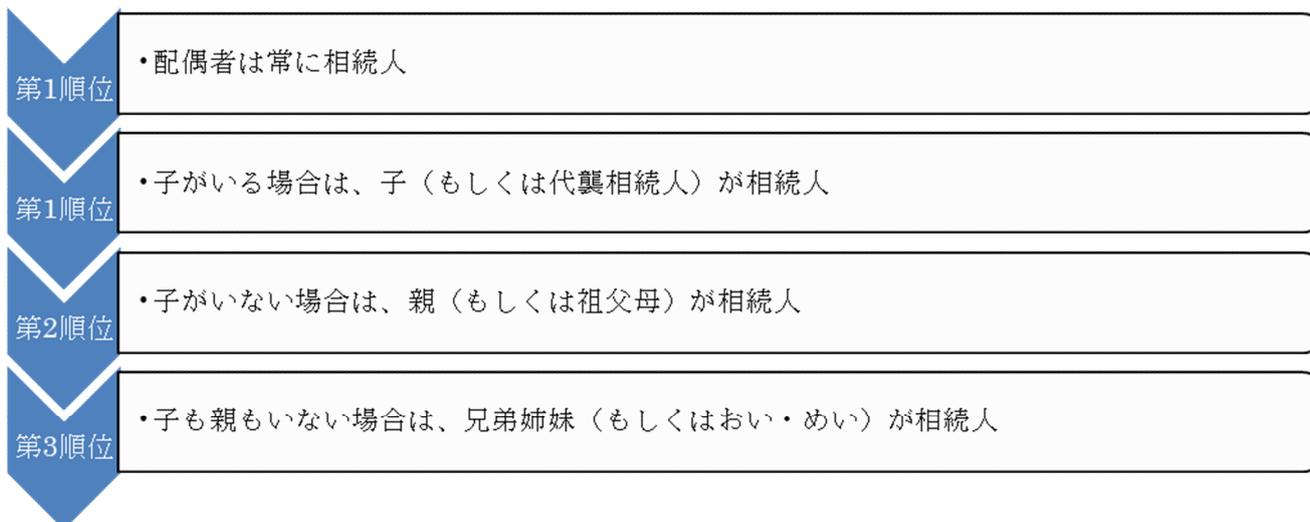
「相続人」欄に記入する必要がある方については、別紙「高崎市内の土地や家屋の所有者 (納税義務者) が亡くなられたときに必要な手続きについて」の裏面を参考にしてください。相続人が複数名おられる場合、次年度以降、相続登記がお済みになるまでは、この書類の「代表者」欄に記載された方宛に納税通知書を送付します。

※ 記入上の注意

- ・ 続柄は、被相続人から見た続柄を記入してください。
- ・ 相続人欄に書ききれない場合は、別紙 (様式は問いません。) に記入して添付してください。

参考】相続人の範囲と順位

相続人とは、民法第887条から同法890条までの規定によって相続人となった者で、被相続人（亡くなられた方）の一定の親族の方です。配偶者は常に相続人となり、相続人には一定の相続順位が次の順で定められています。



※上記は、発生し得るすべての相続のパターンを網羅したものではありません。

※相続人の確認は、被相続人（亡くなられた方）の出生から死亡までの戸籍及び除籍謄本等でご確認ください。